

事業報告書				
医療法人整理番号		02511		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	医療法人社団中川会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
	分類②	社団（出資持分なし）		
	分類③	その他		
	基金制度不採用			
	(2) 事務所の所在地	都道府県	広島県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	呉市	
		町名・番地	中通1丁目3番8号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	昭和61年9月8日		
	(4) 設立登記年月日	昭和45年9月21日		
	(5) 理事長の氏名	姓	中川	
		名	寛頭	
	役員及び評議員の人数		10	理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

[illegible]

様式 1 : 1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

様式 1 : 2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

[illegible]

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年6月22日	令和6年度事業報告
令和7年6月22日	令和6年度決算報告
令和7年6月22日	理事の選任
令和7年6月22日	監事の選任
令和7年6月22日	役員報酬改定
令和8年3月29日	令和8年度事業計画案
令和8年3月29日	令和8年度収支予算案

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

2-(9) その他

日付	記載事項
令和7年4月4日	多項目自動血球分析装置（呉中通病院）
令和7年5月28日	MRI用ストレッチャー（呉中通病院）
令和7年7月28日	医療用高精細カラーモニターRX370（呉中通病院）
令和7年7月28日	医療用高精細カラーモニターMX217（呉中通病院）
令和7年7月28日	PACS保全ハードウェア及び電源供給タワー（呉中通病院）
令和7年8月20日	リストバンドプリンター2台（呉中通病院）
令和7年8月20日	ラベルプリンター検体用一式（呉中通病院）
令和7年8月20日	ラベルプリンター注射用一式（呉中通病院）
令和7年8月20日	診療待ち表示55型一式（呉中通病院）
令和7年8月20日	診療待ち表示32型一式（呉中通病院）
令和7年12月1日	リハビリ下肢装具2セット（呉中通病院）
令和7年10月1日	超音波診断装置セクタプローブ（呉中通病院 リース契約）
令和7年11月1日	セントラルモニター一式（介護医療院グリーン三条 リース契約）

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人社団 中川会
 所在地 広島県呉市中通一丁目3番8号

※医療法人整理番号	02511
-----------	-------

財 産 目 録
 (令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,647,671 千円
2. 負 債 額	863,842 千円
3. 純 資 産 額	783,829 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	761,811
B 固 定 資 産	885,860
C 資 産 合 計 (A + B)	1,647,671
D 負 債 合 計	863,842
E 純 資 産 (C - D)	783,829

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

法人名 医療法人社団中川会
所在地 広島県呉市中通1丁目3番8号

※医療法人整理番号 02511

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	761,811	I 流動負債	586,372
現金及び預金	405,528	支払手形	0
事業未収金	334,710	買掛金	7,901
有価証券	0	短期借入金	378,990
たな卸資産	2,795	未払金	101,774
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	18,941	未払法人税等	71
その他の流動資産	1,847	未払消費税等	2,564
貸倒引当金	-2,010	前受金	0
		預り金	30,261
		前受収益	1,891
		その他引当金	62,920
		その他の流動負債	0
II 固定資産	885,860	II 固定負債	277,470
1 有形固定資産	654,404	医療機関債	0
建物	295,828	長期借入金	177,196
構築物	5,515	繰延税金負債	0
医療用器械備品	10,384	その他引当金	34,394
その他の器械備品	88,539	その他の固定負債	65,880
車両及び船舶	676		
土地	235,233		
建設仮勘定	832		
その他の有形固定資産	17,397		
		負債合計	863,842
		純資産の部	
2 無形固定資産	79,134	科目	金額
借地権	0	I 基金	0
ソフトウェア	77,837	II 積立金	783,829
その他の無形固定資産	1,297	代替基金	0
		繰越利益積立金	128,887
3 その他の資産	152,322	その他積立金	654,942
有価証券	10		
長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
保有医療機関債	0	その他有価証券評価差額金	0
その他長期貸付金	0	繰延ヘッジ損益	0
役員等長期貸付金	0		
長期前払費用	3,600		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	148,712		
		純資産合計	783,829
資産合計	1,647,671	負債・純資産合計	1,647,671

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団中川会
所在地 広島県呉市中通1丁目3番8号

医療法人整理番号 02511

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,156,714
2 事業費用			
(1) 事業費	1,985,400		
(2) 本部費	252,984		2,238,384
本来業務事業損失			81,670
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			6,951
2 事業費用			15,226
附帯業務事業損失			8,275
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			89,945
II 事業外収益			
受取利息	972		
その他の事業外収益	41,993		42,965
III 事業外費用			
支払利息	4,998		
その他の事業外費用	285		5,283
経常損失			52,263
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	42,125		42,125
V 特別損失			
固定資産売却損	65		
その他の特別損失	14,986		15,051
税引前当期純損失			25,189
法人税・住民税及び事業税	71		
法人税等調整額	0		71
当期純損失			25,260

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

様式5

法人名 医療法人社団 中川会

所在地 広島県呉市中通一丁目3番8号

※医療法人整理番号	02511
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			203,018			事務所及び 社宅の賃借	12,492	前払費用	1,041

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 中川会
理事長 得能 佑美子 殿

私は、医療法人社団 中川会の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 5 日

医療法人社団 中川会
監事

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。